

一般社団法人日本教育学会役員選挙規程

制定	2009年3月14日
施行	2009年7月1日
改正	2011年8月24日
改正	2014年8月22日
改正	2017年3月4日
改正	2018年8月31日
改正	2022年3月12日
改正	2023年3月11日
改正	2024年3月9日

第1章 総則

第1条 運営規程第12条に定める役員選出のため、運営規程第13条により本規程を定める。

本会の役員を選出は、以下の各条の定めにしたがって行わなければならない。

第2条 役員選出に関する選挙の管理事務は、選挙管理委員会がこれを行う。

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会の定数は、4名とする。

第4条 選挙管理委員会の委員は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。委嘱は、改選の前年の12月末日までに行わなければならない。

第5条 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選により定める。

第6条 選挙管理委員の任期は、改選の年の1月1日から12月31日までとする。

第7条 選挙管理委員会は、理事会の承認を得て、必要により運営内規を定めることができる。

第3章 有権者

第8条 選挙権者は、改選の年の4月1日までに当該年度会費を納めている会員のうち、運営規程第6条第2項1～2のいずれかに該当する者とする。被選挙権者は、上記の選挙権者のうち満70歳（改選の年の4月1日現在）以下の者とする。

2 ひきつづき4期にわたって学会理事に就任した者は、被選挙権を有しない。ただし、会長の被選挙権については、この限りではない。

3 就任期間が1年に満たない理事については、運営規程第20条第2項および前項で定める五選禁止規定にいう1期の学会理事就任歴に算入しない。ただし、役員改選の前年の9月1日以降に就任した者は、実質上就任期間が1年以上となっても、学会理事就任1年とはみなさない。

第9条 選挙および被選挙権者の地方区の決定は、改選の年の4月1日現在、事務局所管の名簿に登録された、会員の所属機関所在地によって行う。所属機関を有しない者、もしくは登録していない者については、その住所によるものとする。

第10条 海外に在住または滞在中の会員で、国内に所属機関を有しない者は、会長および全

国区のみ選挙および被選挙権者とする。

第4章 会長の選出

第11条 運営規程第14条による会長の選出は、インターネットによる無記名投票により行う。

- 2 当選の決定は、最多得票者とし、同点者の生じた場合は、抽選により決定する。
- 3 会長選出の投票の通知には、会長の被選挙権をもたない会員の氏名を注記するものとする。

第5章 学会理事の選出

第12条 運営規程第16条による学会理事の選出は、インターネットによる無記名投票により行う。

- 2 学会理事選出の通知には、学会理事の被選挙権をもたない会員の氏名を注記するものとする。

第13条 (削除)

第14条 各地方区選出の学会理事定数は、地方区選出の学会理事定数を各地方区の会員数により比例配分した数とする。ただし、最低数を2名とする。この定数の算出および確定は、理事会が行う。

- 2 選挙管理委員会は、各地方区選出の学会理事定数の確定結果を、選挙要領に明記しなければならない。

第15条 会長、全国区、地方区の選挙は、同時に行う。

第16条 全国区の連記数は、全国区の学会理事定数とする。

- 2 地方区の連記数は、各地方区の学会理事定数とする。
- 3 全国区、地方区とも、不完全連記は、有効とする。
- 4 会長、全国区、地方区で同一人に投票することを妨げない。

第17条 当選の決定は、得票順とする。

- 2 同点者の生じた場合は、全国区においては地方区得票率、地方区においては全国区得票数による。ただし、同率あるいは同数の場合は抽選による。
- 3 会長、全国区、地方区の複数に当選した者が生じた場合の優先順位は、会長、全国区、地方区とする。
- 4 次点者の確定は、会長、全国区、地方区の全当選者の確定後に行う。会長次点者と全国区または地方区の次点者が同一人であることは妨げない。全国区、地方区双方の次点となった者が生じた場合は、全国区を優先する。
- 5 欠員が生じた場合は、次点者を以て補い、その任期は、前任者の残りの期間とする。欠員補充は、選挙管理委員会が保管する選挙結果の記録にもとづき、理事会の責任で行う。ただし、地方区選出の学会理事が、役員改選の前年の9月1日以降に当該地方区を離れる場合は、任期満了まで当該地方区学会理事として、その職務を務めるものとする。

第18条 選挙管理委員会は、当選者に対し、選挙結果確定後速やかに、委員長名で当選通知を出さなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、当選者および次点者を明記した選挙結果を理事会および改選の年の総会で報告しなければならない。ただし、得票数は公表せず、その記録を事務局に保管す

るものとする。

第19条 会長は、改選の年の大会期間中に当選者を召集し、新学会理事会の発足を確認しなければならない。

第6章 理事(法人理事)の選出

第20条 (削除)

2 (削除)

第21条 (削除)

2 (削除)

3 (削除)

第22条 理事(法人理事)として選出された学会理事は、本務・健康上の理由により、理事(法人理事)の職を辞退または辞任することを会長に申し出ることができる。会長は、理事会の議を経て、これを承認することができる。

第23条 理事(法人理事)に欠員が生じた場合は、その欠員が全国区選出の学会理事である場合はその次点者で、かつ地方区選出の学会理事である者を以って補い、会長指名による学会理事である場合は改めて会長が指名する学会理事を以って補うものとする。その任期は前任者の残りの期間とする。この欠員の補充は、選挙管理者が保管する記録にもとづき、理事会の責任で行う。

第24条 理事会は、その構成を機関誌上で会員に通知しなくてはならない。

第7章 監事の選出

第25条 監事は、学会理事確定後、当選者および次点者を除いた会員の中から会長が推薦し、総会の承認を経て委嘱する。

第26条 監事に欠員が生じた場合は、理事会の議を経て会長が速やかに委嘱し、総会に報告するものとする。

第8章 選挙の公示および期日

第27条 会長および役員選挙の公示は、改選の年の3月に、機関誌上において行う。

第28条 会長および役員選挙の期日は、改選の年の大会初日1カ月以上前とする。

第9章 改正

第29条 本規程の改正は、学会理事会が、これを行う。

附則

1 本規程は、この法人設立時より施行する。

2 運営規程第20条第2項及び本規程第8条第2項の規程にかかわらず、この法人の第1回選挙においては、日本教育学会会則第19条および日本教育学会役員選挙規程第8条による会長ならびに理事の多選禁止規定を引き続き適用するものとする。